平成２１年（フ）第８８号
長崎県雲仙市吾妻町牛口名529番地１
債務者　柴田　英知
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第８９号
長崎県島原市宮の町663番地１
債務者　鶴田ミズエ
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
岐阜県大垣市荒尾町1803番地42
債務者　金村　直哉
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
福島県いわき市小川町西小川字上谷地21番地
債務者　鈴木江里香（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１９２号
福島県いわき市好間町中好間字田中55番地の２　コーポいわき７
債務者　熊谷　正義
１　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１９３号
福島県いわき市好間町中好間字田中55番地の２　コーポいわき７
債務者　熊谷　正代
１　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３８２号
青森市西滝３丁目10番５号　コーポ前田３号
債務者　澤田　勇光
１　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
青森市西滝３丁目10番５号　コーポ前田３号
債務者　澤田ゆかり
１　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
山口市下小鯖976番地２
債務者　江藤　拓人
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
山口市下小鯖976番地２
債務者　江藤　淑子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
山口県防府市大字田島1769番地の２
債務者　秋本　久代
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
山口県防府市松原町３番22号
債務者　藤井　好美
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
山口市朝田901番地１　イームズ201
債務者　守田　幸代
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１００５号
北九州市小倉南区石田町13番21号
債務者　猪熊　和浩
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第５６２号
和歌山県岩出市溝川223番地の１　206号
債務者　西谷　順也
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２９１号
和歌山市毛見1300番地
債務者　塩﨑しづ江
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４０２号
和歌山県橋本市賢堂1027番地の４
債務者　尼岡　秀夫
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４３０号
和歌山県橋本市あやの台１丁目46番地の３
債務者　小武内久子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係